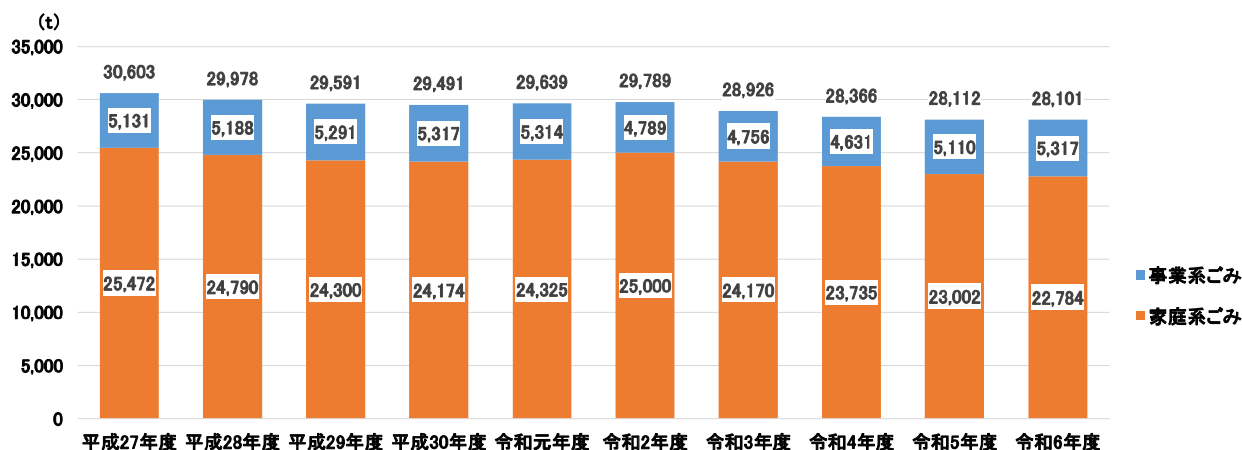


5. ごみ総排出量・処分量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

近年、本市のごみ総排出量は、人口や従業者数が増加していますが、減少傾向にあります。令和6年度実績値は 28,101 t で、前期計画における令和6年度の推計値 28,242 t より 141 t 少なくなっています。

ごみ総排出量の推移

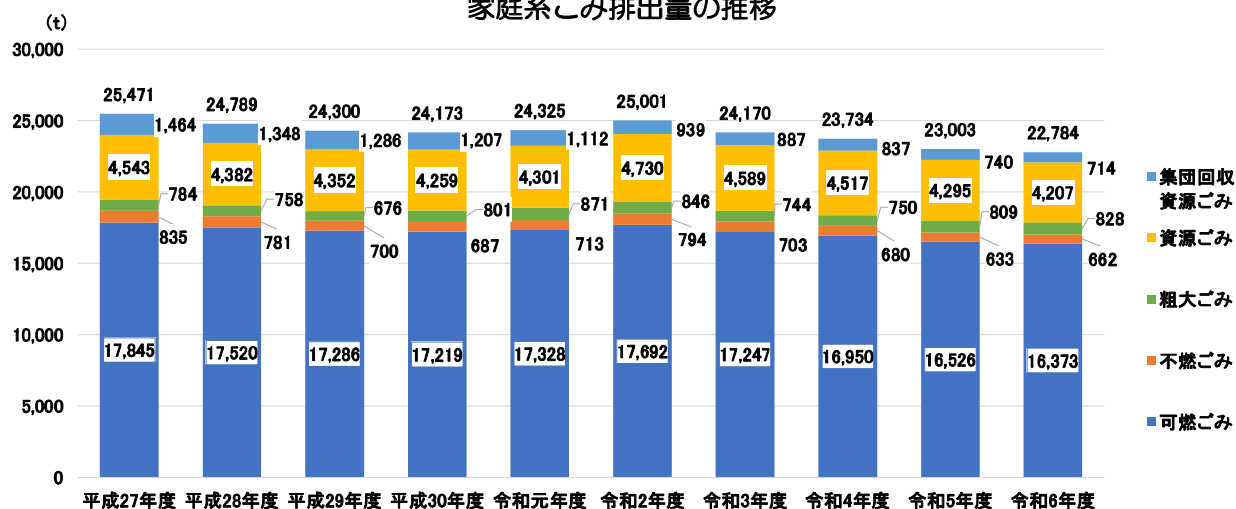


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量のうち、可燃ごみと資源ごみは、令和2年度以降減少傾向にあります。

家庭系ごみ排出量の推移



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

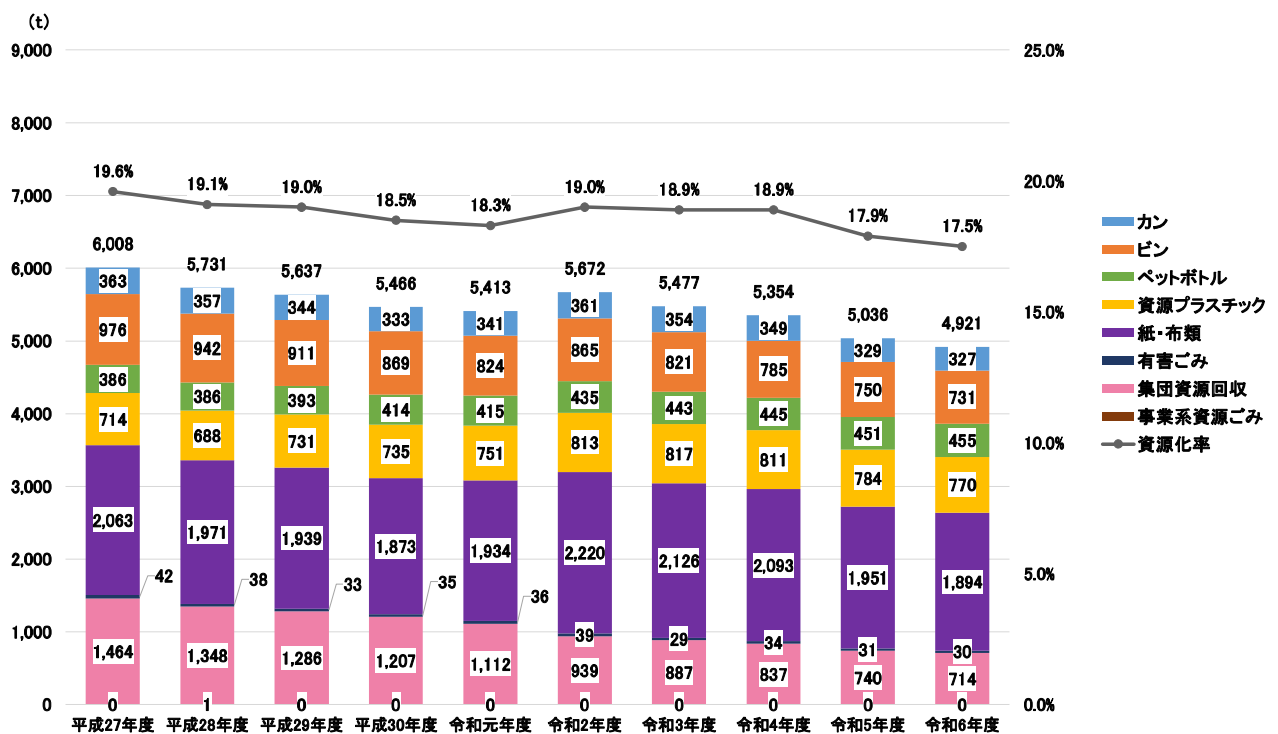
(5) 資源ごみ排出量の推移

資源ごみの排出量は減少傾向にあり、令和6年度では4,921 tで、資源化率※は17.5%となっています。特に、紙・布類及び集団資源回収量の低下が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の発行部数の減少や店頭回収の増加などが考えられます。

一方、ペットボトルは増加傾向にあります。その要因としては、ビンやカンより軽量のペットボトルの出荷量が増加していることが考えられます。

※ 資源化率とは、ごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します。

資源ごみの回収量と資源化率の状況



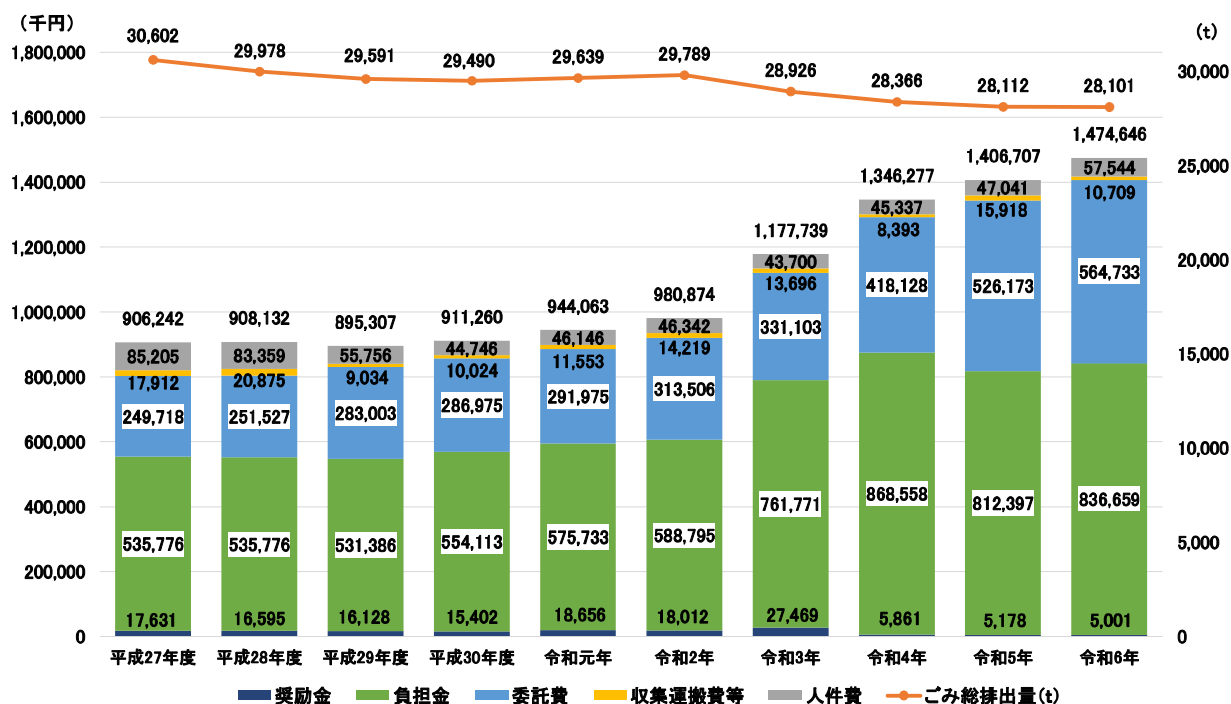
※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

8. ごみ処理経費

令和6年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集・運搬費などで、総額約14億7千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人あたり年間1万3千円程度となっています。

近年、志木地区衛生組合への負担金や許可業者等への委託費が増加しているため、ごみ処理経費は増加傾向にあります。

ごみ処理経費の状況



また、1人あたり年間ごみ処理原価・1kgあたり年間ごみ処理原価は以下のとおりです。

年間ごみ処理原価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人あたり年間ごみ処理原価(千円)	8.2	8.2	8.1	8.2	8.5	8.8	10.5	11.9	12.4	13.0
1kgあたり年間ごみ処理原価(円)	29.6	30.3	30.3	30.9	31.9	32.9	40.7	47.5	50.0	52.5

9. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数は、令和元年度までは概ね増加傾向にありましたが、令和2年度からは概ね減少傾向にあります。

不法投棄の発生件数、不法投棄物の回収量及び不法投棄に伴う財政負担額は、以下のとおりです。

不法投棄の発生件数

(単位：件)

年度	ごみ集積所	公園	その他	合計
平成27年度	65	0	17	82
平成28年度	26	0	6	32
平成29年度	82	0	26	108
平成30年度	47	2	66	115
令和元年度	80	5	69	154
令和2年度	64	4	34	102
令和3年度	74	6	27	107
令和4年度	53	6	18	77
令和5年度	47	7	17	71
令和6年度	41	7	11	59

不法投棄物の回収量

(単位：kg)

年度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦	
		空き缶	その他のごみ
平成27年度	6,460	520	14,220
平成28年度	4,860	180	11,520
平成29年度	5,950	100	7,700
平成30年度	7,720	160	13,060
令和元年度	5,300	180	10,120
令和2年度	7,360	0	3,480
令和3年度	6,000	0	6,480
令和4年度	4,240	80	5,600
令和5年度	4,281	20	4,860
令和6年度	4,993	20	3,460

不法投棄に伴う財政負担額

(単位：円)

年度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金※1	志木地区衛生 組合負担金※2	処理費総額
平成 27 年度	159,300	0	386,125	545,425
平成 28 年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成 29 年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成 30 年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239
令和元年度	501,200	182,644	303,028	986,872
令和2年度	363,000	103,775	214,258	681,033
令和3年度	308,000	98,700	328,663	735,363
令和4年度	319,000	90,695	303,747	713,442
令和5年度	313,500	49,210	264,740	627,450
令和6年度	473,000	28,520	252,269	753,789

※1 自動車リサイクル手数料を含みます。

※2 「志木地区衛生組合負担金」は、構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。



(2) 国・県の目標値との比較

国は、廃棄物処理基本方針において、埼玉県は、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。本市は、最終処分量及び家庭系生活ごみの排出量については、国の廃棄物処理基本方針及び埼玉県の計画目標を達成していますが、ごみの総排出量及び事業系ごみ排出量、再生利用率については達成していません。

項目	令和7年度目標		富士見市 令和6年度実績
	国	県	
ごみの総排出量	平成24年度比 約16%減	—	平成24年度比 約6.3%減
最終処分量	平成24年度比 約31%減	28g/人・日	40%減 25g/人・日
1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) ^{※1}	440	440	432
事業系ごみ排出量	—	平成30年度比 約16%減	平成30年度比 約0.04%増
再生利用率 ^{※2}	—	33.6%	24.9%

※1 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = 家庭系ごみ排出量(集団回収量と資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 再生利用率：中間処理施設から出た資源化量を含む。

(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

施策	取組内容	主な取組	進捗状況
1) 市民への意識啓発	①教育機関での環境教育の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。	①-1 学校を中心とした環境学習の充実を図るとともに、まちづくり講座実施を働きかけます。	①-1 新型コロナウイルスの影響などにより学校へのまちづくり講座の実施ができませんでした。活動再開に向け学校への実施の働きかけを検討しています。
		①-2 現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、教育教材の提供を検討します。	①-2 ・小・中・特別支援学校の児童・生徒を対象にエコライフDAY & WEEK 埼玉への参加呼びかけを実施しました。また、小学生1年生に対しエコバッグを配布し、参加者増加に取り組んでいます。 ・小・中・特別支援学校の児童・生徒を対象に環境問題啓発ポスターの作品募集を実施しています。 ・毎年、小学校5年生に「富士見市環境基本計画こども版」「探してみよう！富士見市の湧水」を配布しています。
	②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。	②-1 ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を実施します。	②-1 ・第17回市民意識調査の自由回答で、ごみ収集の意見をいただきました。 ・令和7年7月にごみ集積所やごみ収集に関する課題について、富士見市アンケートモニター制度によるWEBアンケートを実施しました。
		②-2 ごみ分別アプリを周知することにより、ごみの分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。	②-2 転入者にごみ分別アプリのチラシを配布し周知を図ったこともあり、アプリのダウンロード件数が増加しました。
		②-3 地域のニーズに合った啓発活動を実施します。	②-3 新型コロナウイルスの蔓延から、まちづくり講座の実施ができませんでした。活動自粛が緩和されたため、令和5年度から地域団体におけるまちづくり講座を実施しました。

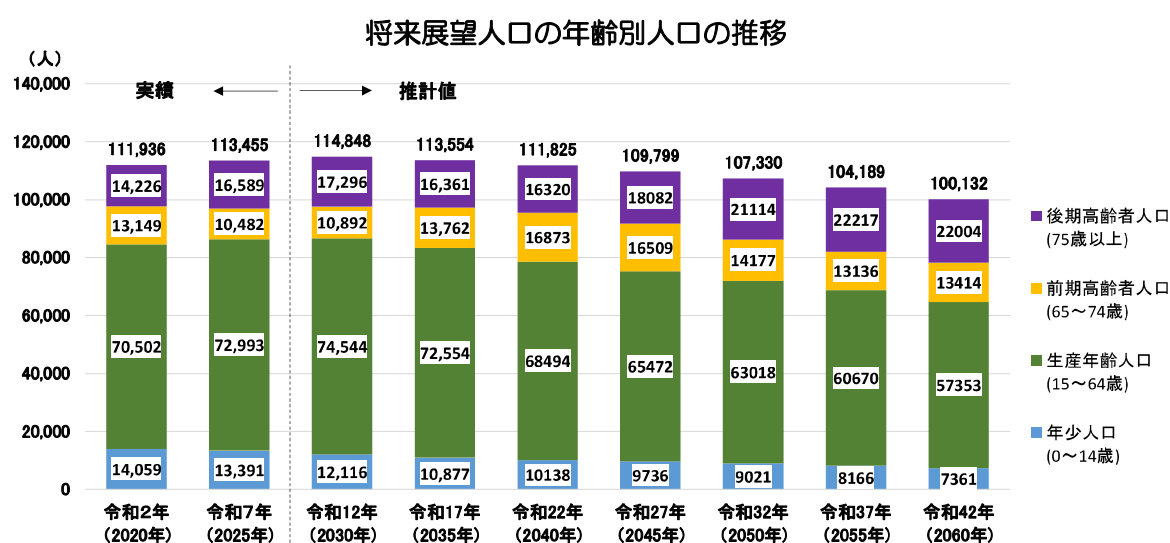
施策	取組内容	主な取組	進捗状況
2) 事業者への意識啓発	①減量化、再生利用、適正排出の情報提供 事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいく必要があります。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。	①-1 商工会や許可業者を通じ、市内事業者に対して、資源化施設の情報提供や、減量化メニューの提案などの取組を実施します。	①-1 商工会を通じ、市内事業者に対して、生ごみバイオガス化施設の情報提供をしました。
		①-2 エコアクション21、ISO14001などの環境マネジメントシステムを啓発し、事業者の自主的な環境負荷低減の取組の支援を検討します。	①-2 近隣市町（川越市、狭山市、上尾市、坂戸市、日高市、川島町）との共同により、環境省策定の企業価値向上ツール「エコアクション21」認証取得に向けた事業者向け無料研修会を開催しました。
3) 行政職員の取組	①環境課題に対する取組 職員一人ひとりが、ごみの減量化に向けた行動に率先して取り組む必要があります。	①-1 タブレットなど電子媒体を活用したペーパーレス化を更に推進していきます。	①-1 令和5年10月から全庁的に文書管理・電子決済システムを導入し紙媒体を減らしました。
		①-2 環境負荷のできるだけ少ない製品を選ぶグリーン購入を推進していきます。	①-2 令和4年度に「富士見市グリーン購入推進に関する基本方針」を策定し、環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。
		①-3 マイバッグ、マイボトルの持参により、プラスチックごみを削減していきます。	①-3 新入職員や管理職等に対して、市公共施設内のごみの減量化について、職員研修を毎年実施しています。
	②4R 推進のための効果的な取組の調査、研究 本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者積極的に情報提供を行っていきます。	②-1 本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究を行い、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供します。	②-1 ・令和6年度からリチウムイオン蓄電池をごみ集積所に有害ごみで排出できるように分別方法を変更し、市民に周知しました。 ・令和6年10月からリサイクルできる細かい紙の「雑紙（ざつがみ）」を紙袋でも出せるように分別方法を変更し、市民に周知しました。 ・令和6年4月に民間事業者と家電4品目及び小型家電等排出に関する協定を締結し、民間事業者による家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の自宅回収もできるような廃棄方法の選択肢を増やし、市民に周知しました。

第3章 将来予測

1. 人口の将来予測

令和7年8月に市が策定した人口ビジョンでは、令和42年までに市民の希望出生率(1.0)を維持し、過去5年間と同じ水準での社会増を達成することとした場合の展望人口は、令和42年に100,132人となる見込みです。

本計画の最終年度となる令和12年度までは、年少人口は減少傾向にあります。一方、生産年齢人口、前期高齢者(75歳未満)、後期高齢者(75歳以上)は増加することが予想されます。



※出典：富士見市人口ビジョン

2. 事業所数・従業者数の将来予測

市内の事業所数は、事業者個々の状況や産業団地整備、空き店舗の活用、起業支援などにより、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。また、従業者数は、富士見上南畑地区産業団地の整備などにより、増加することが見込まれます。

(4) 最終処分量の将来予測

最終処分量は、過去の実績をもとに予測しました。

最終処分量の将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
最終処分量	1,097	1,012	977	1,060	1,026	982	940	899	861	824	788

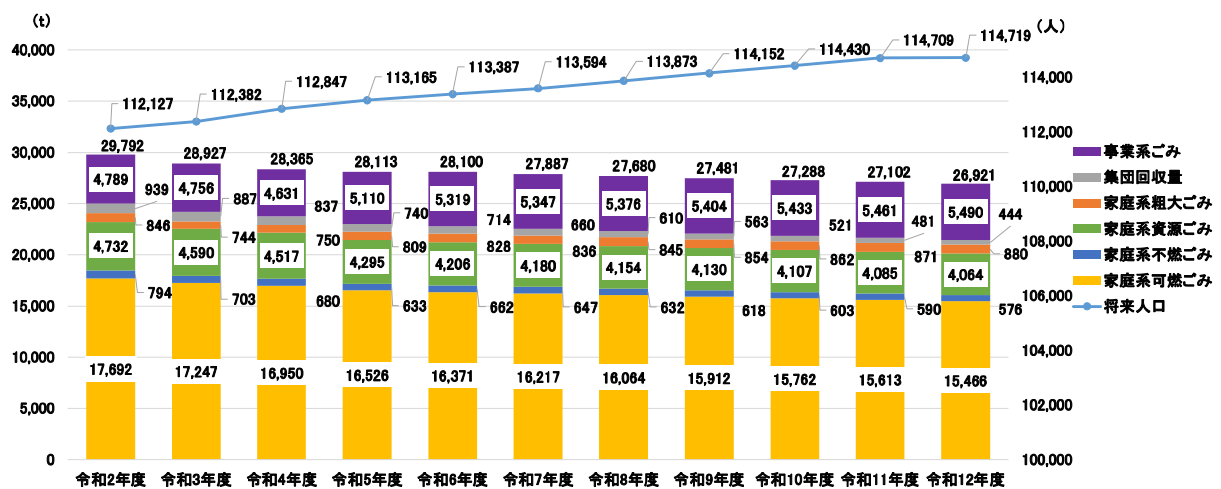
※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

(5) ごみ排出量の将来予測

現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。

令和12年度までは人口が微増していき、その後減少に向かうと予想されます。家庭ごみは、人口が微増しても1人1日あたりのごみの量が減少していることから、今後5年間も緩やかに減少していくと予測します。事業系ごみについては、新たな産業団地が整備されること等の理由から、今後5年間緩やかに増加すると予測します。

ごみ排出量の将来予測



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※令和2年度から令和6年度までは実績値です。

2. 数値目標

① 家庭系ごみの目標

家庭系ごみは、前期計画より人口が増加しているため、前期計画の令和12年度目標20,820tから21,355tに修正しました。令和6年度では家庭ごみの約72%が可燃ごみで、そのうち約88%が紙・布類、プラスチック及び厨芥類であることから、更なる紙・布類、プラスチックの再資源化や生ごみ水切りの推進などによりごみの減量化を促すほか、リフューズ・リデュース及び食品ロス削減の取組を推進することで令和12年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を前期計画の目標と同じ510gとしました。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 目標
人口(人)	111,674	113,387	114,719 ^{※1}
家庭系ごみ排出量(t)	24,325	22,784	21,355
			予測値 ^{※2} 21,431
増減率(%) ^{※3}	—	-6.3	-12.2
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g) (集団資源回収量を含む) ^{※4}	595	551	510
増減率(%)	—	-7.4	-14.3

※1 第2編第3章将来予測1. 人口の将来予測に基づく予測値です。

※2 第2編第3章将来予測(1)家庭系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※3 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 事業系ごみの目標

事業系ごみ排出量は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を契機に一時的に減少しましたが、5類感染症移行などにより活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあることから、事業者に対するごみ減量への意識啓発として、食品ロス削減の取組や多量排出事業者の実態調査などにより事業系ごみ排出量削減を推進します。その上で令和12年度目標は前期計画の目標と同じ5,106tとしました。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 目標
事業系ごみ排出量(t)	5,314	5,317	5,106
			予測値 ^{※1} 5,490
増減率(%) ^{※2}	—	+0.1	-3.9

※1 第2編第3章将来予測(2)事業系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

③ 最終処分量の目標

最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約6%の削減目標値 1,009 t を令和 12 年度の目標値としていましたが、焼却灰のスラグ化などのリサイクルが進んでいることもあり、令和6年度実績で令和 12 年度の目標値に近い状況です。

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画で、平成 12 年度比で令和 12 年までに最終処分量を約 80%削減することを目標としていることから、本市においても国の方針に準拠し平成 12 年度比で 80%削減の 644 t とします。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和 12 年度 目標
最終処分量 (t)	1,078	1,026	644
			予測値 ^{※1} 788
増減率 (%) ^{※2}	—	-4.8	-40.3

※1 第2編第3章将来予測 (4) 最終処分量の将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

④ 全体の目標 (③最終処分量の目標を除く)

前掲までの目標値から、ごみの総排出量及び資源化率等の目標を以下のとおり設定しました。

ごみの総排出量は、予測値より 460 t 少ない 26,461 t、資源化率については、資源化できる紙・布、プラスチックが可燃ごみとして廃棄されている状況から、更なるごみの分別の周知、4R の一層の推進、集団資源回収量の増加などにより、資源化率の維持を図ります。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和 12 年度 目標
人口 (人)	111,674	113,387	114,719 ^{※1}
ごみの総排出量 (t) (家庭系ごみ+事業系ごみ)	29,639	28,101	26,461
			予測値 ^{※2} 26,921
増減率 (%) ^{※3}	—	-5.2	-10.7
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日) ^{※4}	725	679	632
増減率 (%)	—	-6.3	-12.8
資源化率 (%)	18.3	17.5	17.5

※1 第2編第3章将来予測 1. 人口の将来予測に基づく予測値です。

※2 第2編第3章将来予測 (5) ごみ排出量の将来予測で算定した予測値です。

※3 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※4 1人1日あたりのごみ排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

4. 目標達成に向けた取組

今回の計画見直しでは、基本理念、基本施策、施策、取組内容の施策の体系に変更はありませんが、課題や社会情勢への対応としての変更点は、目標達成に向けた「課題」や「主な取組」に追記・修正し計画に反映し、施策の体系のとおり、今後5年間の目標達成に向けた取組を展開します。本計画推進により課題解決に取り組むことで、SDGsの達成にも貢献していきます。



(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

施策	取組内容	課題	主な取組
1) 市民への意識啓発	①教育機関での環境教育の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。	①-1【変更】 まちづくり講座の再開が必要です。また、包括連携協定を活かした環境教育の検討も必要です。	①-1【変更】 これまで実施してきたまちづくり講座(ごみの出し方)や埼玉県の出前講座「環境学習のススメ」を活用し、小中学生を対象に環境講座を実施します。また、包括連携協定を締結した事業者とともに、小学生への環境教育の実施を検討します。
		①-2【一部修正】 環境問題への関心を持たせる環境教育を継続的に実施が必要です。	①-2【一部修正】 現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、小中学生を対象としたエコライフDAY&WEEK 埼玉への参加の呼び掛けや、小学校5年生に「富士見市環境基本計画こども版」の配布など、教育教材を提供します。
	②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。	②-1【継続】 ごみ集積所など地域ごとに、ごみに対する問題が異なることから、課題・要望を把握することが必要です。	②-1【継続】 ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を継続します。
		②-2【一部修正】 外国人などに対するごみの分別や適正な排出を促すため、更なるごみ分別アプリなどの周知が必要です。	②-2【一部修正】 多言語対応であるごみ分別アプリなどを活用し、外国人などに対するごみの分別を推進するとともに、ごみの資源化の更なる向上を図ります。
		②-3【追加】 まちづくり講座としての「ごみの出し方」のほか、令和4年度に策定した災害廃棄物処理計画などについても、まちづくり講座のメニュー化が必要です。	②-3【追加】 「災害廃棄物の出し方」や「集団資源回収のやり方」などまちづくり講座のメニューを追加します。

施策	取組内容	課題	主な取組
2) 事業者への意識啓発	①減量化、再利用、適正排出の情報提供 事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。	①-1【継続】 事業系ごみは、増加傾向にあるため、更なる減量化・資源化の促進が必要です。	①-1【変更】 志木地区衛生組合と協議の上、排出量が概ね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握するとともに、必要に応じて指導します。
		①-2【一部修正】 環境省策定の企業価値向上ツール「エコアクション21」の導入を多くの事業者に啓発することが必要です。	①-2【一部修正】 省エネ、省資源、廃棄物削減に取り組むため、事業者向けに「エコアクション21」の認証・登録研修会を開催し、認証取得をサポートします。
3) 行政職員の取組	①環境課題に対する取組 職員一人ひとりが、ごみの減量化に向けた行動に率先して取り組む必要があります。	①-1【継続】 市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりが環境に配慮した行動に率先して取り組んでいくことが必要です。	①-1【変更】 新入職員や管理職等に対して、ペーパーレス化、グリーン購入の推進、市公共施設内のごみの減量化について、職員研修を毎年実施します。
		①-2【一部修正】 紙媒体を抑制するため、ICT（情報通信技術）を活用した行政運営が必要です。	①-2【変更】 ドキュワークスなどのソフトウェアやICT機器などを活用し、ペーパーレス化を更に推進します。
	②4R推進のための効果的な取組の調査、研究 本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者積極的に情報提供を行っていきます。	②-1【継続】 更なる4Rの推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が必要です。	②-1【一部修正】 雑がみのリサイクルや小型家電の自宅回収への取組など、資源化に効果的な取組について、市民や事業者に進捗状況や成果などの情報を提供します。

(2) 4Rの推進

施策	取組内容	課題	主な取組
1) リフューズ・リデュースの推進	<p>①ごみの減量に向けた施策の普及啓発</p> <p>ごみの減量化対策として、不要なものをもたらさない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルへの転換を図っていきます。</p>	①-1【一部修正】 ごみの減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組を継続が必要です。	①-1【変更】 ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、埼玉県と連携して「みんなでマイボトル運動」を推進します。また、富士見ふるさと祭りにおけるエコストローや食品ロス削減マグネットシート、バンブー配合カトラリー、むぎわら配合タンブラーの配布などを行います。
		<p>②食品ロスの削減</p> <p>可燃ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられている手つかずの食品や食べ残しなどが多く含まれているため、食品ロス削減の取組を推進していきます。</p>	<p>②-1【継続】</p> <p>フードドライブは、食品ロス削減の重要な取組のため、市民への更なる周知が必要です。</p>
	<p style="text-align: center; background-color: red; color: white; padding: 5px;">食品ロス削減 推進計画</p>	<p>②-2【継続】</p> <p>食品ロス削減の取組を実施する事業者と連携することが必要です。</p>	<p>②-2【変更】</p> <p>食べ残した料理を持ち帰るmottECO活動や、おいしい食べきり呼び掛ける「30・10（さんまる いちまる）運動」など、外出時に食べきることができなかった料理を持ち帰る取組を行っていただけるよう事業者へ周知します。</p>
		<p>②-3【継続】</p> <p>家庭から排出される食品ロス削減のため、調理の際の可食部分の過剰除去や、調理しづらい可食部の廃棄などを減らすための取組が必要です。</p>	<p>②-3【継続】</p> <p>廃棄される可食部分を使い切るレシピを作成し、周知します。</p>
		<p>③生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進</p> <p>家庭から排出される可燃ごみには、生ごみが多く含まれていることから、生ごみの減量化を図る必要があります。</p>	<p>③-1【継続】</p> <p>生ごみの減量化には水切りが有効な手段であるため、多くの人を取り組みやすい方法の検討が必要です。</p>
	<p>③-2【変更】</p> <p>家庭から排出される生ごみのバイオガス化など、資源の循環の検討が必要です。</p>	<p>③-2【変更】</p> <p>ごみの削減と資源の循環を図るため、家庭から排出される生ごみのバイオガス化などについて、事業者とともに検討します。</p>	

施策	取組内容	課題	主な取組
2) リユースの推進	①ICTを活用したリユースの推進 家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICTを活用することにより、多くの人に製品・商品の再利用の推進を図っていきます。	①-1【継続】 広くリユースを促すためには、広報紙のほかICTを活用し、多くの人に周知が必要です。	①-1【変更】・【継続】 ・不用品のリユースについて、インターネット上で複数のリユースショップの買い取り価格を比較できる取組を継続します。 ・「ゆずります・ゆずってください」コーナーについても、ホームページを活用し、再利用の推進を図ります。
	②リユース活動の充実 資源の再利用とごみ減量化のため、従来のフリーマーケットなどのリユース活動のほか、様々なリユース活動を推進していく必要があります。就学、卒業時など物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。	②-1【継続】 就学・卒業時は、服や日用品・家具・家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。 ②-2【追加】 制服以外の衣類のリユースの検討が必要です。 ②-3【継続】 フリーマーケットやバザーが、より開催しやすくするための取組が必要です。	②-1【変更】 市内中学校・富士見高校の制服などのリユースや子ども服ドライブについて、子ども未来応援センターと連携します。 ②-2【追加】 古着回収ボックスの設置を行っている自治体もあり、更なるリユースの取組として古着回収について検討します。 ②-3【一部修正】 富士見ふるさと祭りでのフリーマーケットブースの設置の継続とともに、市の各種イベントにおいてリユースの取組に対する支援について検討します。
	③剪定枝、廃食用油の再生利用の推進 ごみの減量化対策として、資源循環が重要となります。剪定枝の資源化の促進を図ります。	①-1【一部修正】 剪定枝や木くず類、廃食用油の資源化が必要です。	①-1【変更】 廃食用油の拠点回収は継続する一方で、剪定枝などの資源化については、分別、収集、運搬、処理等に課題があることから、志木地区衛生組合や構成市と検討します。
3) リサイクルの推進	②資源の有効活用の推進 家庭から排出される資源ごみの有効活用を図るため、集団資源回収の支援や、市では収集できない消火器やバッテリーなどの処理困難物の拠点回収を行います。	②-1【一部修正】 集団資源回収実施団体数については横ばいですが、回収量は年々減少傾向であるため、回収量を増やす取組が必要です。 ②-2【一部修正】 処理困難物の一斉回収については、市民の要望を踏まえながら適切な受入れ体制で実施が必要です。	②-1【一部修正】 広報富士見、ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知するなど、地域の自主的な資源回収の実施を促進します。 ②-2【一部修正】 処理困難物の適正な排出の促進を図るため、広報富士見、ホームページやごみ分別アプリを活用し、処分方法を周知するとともに、拠点回収を継続します。

施策	取組内容	課題	主な取組
1)持続可能な収集・運搬の推進	<p>②家庭ごみ(袋)有料化の検討</p> <p>ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ(袋)有料化の必要性について検討します。</p>	<p>②-1【変更】 家庭ごみ(袋)の有料化は、市民に金銭的な負担が生じるため、導入にあたっては多くの市民に有料化への理解が必要です。また、収集運搬方法の変更やなど、市、許可業者、市民、志木地区衛生組合が連携し、ごみ問題に取り組むことが必要です。</p>	<p>②-1【変更】 ごみ処理経費の更なる増加やごみ当番の負担軽減に対する要望があるため、家庭生ごみのバイオガス化に合わせて、家庭ごみ(袋)の有料化や戸別収集について、事業者や志木地区衛生組合、構成市と検討します。</p>
2)適正な処理・処分の推進	<p>①費用対効果を意識した事業実施</p> <p>ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、ごみ処理経費の削減方策の検討、ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。</p>	<p>①-1【一部修正】 ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ収集運搬の体制維持や労務単価の上昇、燃料費の高騰、リチウム蓄電池の処理などにより、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。</p>	<p>①-1【変更】・【追加】 ・効率的な収集・運搬体制構築のため、許可業者、資源収集業者と検討します。 ・志木地区衛生組合及び構成市で組織される担当課長会議において、回収されたリチウム蓄電池の分別方法にAIを活用した取組を提案するなど、志木地区衛生組合での業務改善を検討します。</p>
	<p>②不法投棄防止対策の強化</p> <p>不法投棄は、法律で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。また、まちの景観を害することから、不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。</p>	<p>②-1【継続】 依然として不法投棄がなくなる状況から、一層の不法投棄防止対策が必要です。</p>	<p>②-1【変更】 ごみ集積所管理システムを活用し、不法投棄されやすい場所を特定し、不法投棄パトロールの強化と合わせ、看板の設置等の不法投棄防止対策を推進します。また、埼玉県と連携し、ごみ拾い促進プラットフォーム「SNSピリカ」を用いた不法投棄通報管理システムの運用及び周知します。</p>
		<p>②-2【継続】 ごみの適切な捨て方を周知することにより、適正な排出の促進が必要です。</p>	<p>②-2【変更】 ごみの適切な捨て方について、ごみ分別アプリや「保存版 家庭ごみと資源の出し方パンフレット」、ホームページで周知します。</p>

施策	取組内容	課題	主な取組
3)適正な処理・処分のための体制構築	①志木地区衛生組合、構成市との連携 本市から排出されるごみの大半は、志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。	①-1【継続】 本市のごみの分別状況を把握するため、志木地区衛生組合と連携し、より詳細なごみの組成調査を実施し、排出状況のモニタリングが必要です。	①-1【継続】 ごみの組成調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、地域ごとのごみ質状況の調査を実施します。
		①-2【継続】 事業系ごみの排出量は増加傾向にあるため、排出状況を把握し、減量化対策の検討が必要です。	①-2【変更(再掲)】 志木地区衛生組合と協議の上、排出量が概ね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握するとともに、必要に応じて指導します。
		①-3【継続】 近年、大規模な自然災害が増加しているため、災害廃棄物の迅速な処理、対応が必要です。	①-3【変更】 災害廃棄物処理計画に基づき、志木地区衛生組合、構成市と情報共有を図り、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。また、町会や自主防災組織と連携し災害廃棄物に関する意見交換や搬出訓練の実施を検討します。
		①-4【一部修正】 本市を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないこともあり、最終処分量の減量化が必要です。	①-4【継続】 志木地区衛生組合、構成市と連携し、更なるごみの減量化、資源化を推進し最終処分量の減量化を図ります。
		①-5【追加】 家庭ごみ(袋)の有料化及び戸別収集について、志木地区衛生組合や構成市が連携し取り組むことが必要です。	①-5【追加】・【再掲】 ごみ処理経費の更なる増加やごみ当番の負担軽減に対する要望があるため、家庭生ごみのバイオガス化に合わせて、家庭ごみ(袋)の有料化や戸別収集について、事業者や志木地区衛生組合、構成市と検討します。
	②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立 市民、事業者、行政による協働は、ごみの減量化・資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから、三者のパートナーシップの確立を図っていきます。	②-1【継続】 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が更に連携することが重要です。	②-1【変更】・【継続】 ・富士見市環境施策推進市民会議を中心に、協働で街頭キャンペーン、処理困難物一斉回収及び環境講座などを実施します。 ・商工会、商店会連合会や地域団体と連携し、事業系ごみの減量化・資源化の拡大に向けた取組を検討します。

(4) 各主体の役割

1) 市民の役割（直接廃棄・過剰除去・食べ残しへの取組）

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、シェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄付したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家庭にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきるようにする。宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10（さんまるいちまる）運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

2) 事業者の役割

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄付やりサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の抑制
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)

(出典：環境省 食品ロスポータルサイト)

3) 市の役割

市民、事業者がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進します。

(5) 食品ロス削減策を講じてもなお発生する食品廃棄物

食品ロス削減策を講じてもなお発生する廃棄物については、バイオガス化や堆肥化を検討します。

第3章 生活排水処理の施策

1. 計画的整備と適切な維持管理

(1) 公共下水道の整備

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促進するとともに、下水道施設の老朽化対策や雨天時侵入水対策などを進めます。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集・運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本市全域とします。